

【会議録】

会 議 名	令和5年度第1回港区学校給食調理業務委託事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和5年10月19日（木） 15時00分から
開 催 場 所	9階 912会議室及びオンライン
委 員	出席者 9名 西山委員長、安田副委員、富永委員、飯塚委員、吉野委員、鈴木委員、大平委員、大島委員、芦澤委員 欠席者 2名 高山委員、野口委員
事 務 局	学校教育部学務課 角田係長
会 議 次 第	1 開会 2 委員の委嘱 3 委員紹介 4 委員長選出 5 事業候補者の選考について （1）事業候補者募集要項について （2）第一次選考及び第二次選考の審査方法について 6 その他 次回以降の予定について 7 閉会
配 付 資 料	資料1 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考委員会選考委員名簿 資料3 港区学校給食調理業務委託事業候補者募集要項（案） 資料3-2 港区学校給食調理業務委託事業候補者募集要項（別紙、別添） ※別紙1は資料4として添付しております。 資料3-3 港区学校給食調理業務委託事業候補者募集要項様式集 （様式1～8） 資料4 学校給食調理業務委託仕様書 一式 資料4-2 学校給食調理業務委託学校別仕様書 資料4-3 契約条項 資料5 配点及び審査について（案） 資料5-2 審査方法について（案） 資料5-2別紙1 第一次審査基準・審査票（委員） 資料5-2別紙2 第一次審査基準・審査票（作業工程表） 資料5-2別紙3 第一次審査基準・審査票（事務局） 資料5-2別紙4 第二次審査基準・審査票 資料6 選考スケジュール（案）

会議の結果及び主要な発言

- 1 開会
(事務局より開会の挨拶)
- 2 委員の委嘱
(委嘱状は机上、郵送にて交付)
- 3 委員紹介
(各委員より自己紹介)
- 4 委員長選出

事務局 資料1第5条2項の規定により、委員長は委員の互選により選出します。

A委員 西山委員を委員長に推薦します。

(委員一同、異議なし)

委員長 資料1第5条3項の規定により、副委員長は安田委員とします。

(事務局より配付資料の確認)

- 5 事業候補者の選考について
(1) 事業候補者募集要項について
(事務局より資料3から資料4-3について説明)

委員長 質問、意見等ありますか。

A委員 公募要項で財務諸表の提出を求めていることについて、広島で給食調理業者が倒産した報道があったように経営状況については採点過程の中で一定の確認が必要です。財務諸表はいわゆる財務諸表3票を確認し、黒字等の経営状況を事務局で確認するための材料として提出を求めることでよろしいですか。

事務局 ご発言通り、事業者の経営の健全性等を事務局で確認するために提出を求めるものです。

B委員 資料3の2募集要項の表1について、食数と年間金額の関係について説明をお願いします。

事務局 本来の事業規模の考え方は、食数と必ずしも比例するものではありません。

	<p>食数は目安として記載しているため、複数社から見積もりを取った金額を事業規模として記載しています。必ずしも食数と比例しませんが、凡その目安として事業者が見積もりを提出する際の参考としています。事業規模は現在の令和5年度まで契約していた事業者の事業金額と同等ないしそれよりも多めの事業規模となるため、令和6年度以降の契約に際して特段今年度より金額が低いからよりクオリティが下がることはないと考えています。</p>
C委員	<p>参考資料「採点表の修正について（案）」の「(3) 二次審査について」において、審査項目(5)に文言を追加した意図を教えてください。「適切な判断及び対応ができるか」とは、どのような意味ですか。</p>
事務局	<p>第二次審査に係る内容の質問ですが先行してご説明します。給食調理事業者の業務には献立を受取り、作業工程表を作成することが含まれます。「献立内容から業務量を適切に評価し～」は受領した献立の調理に具体的にどのような業務があり、どのように作業工程表に落とし込んで実際に作業するのかをしっかりと考えられているのか、またその実施に当たって例えば受領した献立が現行の体制では困難と判断し、人員調整やあるいは逆に献立変更を学校側に提案するといった調整ができるかというところを審査項目(5)で評価したい意図で追加しました。</p>
D委員	<p>資料3-3の様式5「6企画提案」が追加となり「アピールポイント等を簡潔に記載してください」とありますが、字数制限等を設けずに自由記載とすると採点しづらいです。</p>
事務局	<p>事務局の案は特段制限を設けることは想定していませんでした。今のところはあくまで自由記述として、学校の特色を踏まえた事業者の提案等を求める趣旨としています。ただD委員の発言通り、採点の都合で記載に何らかの制限を設けるのであれば、事務局として実施することも良いと考えます。</p>
委員長	<p>本件については皆様に審議を願います。</p>
E委員	<p>回答の量によって評価が変わることもあると思います。全くの自由記載ではなく、ある程度の分量までと制限した方が良いとD委員の発言を聞いて思いました。</p>
委員長	<p>字数制限をかける方向でお願いします。</p>
事務局	<p>字数制限については事務局で字数の案を検討し、早急に委員長にご提案させていただき、委員長の承認を以って決定としますがいかがでしょうか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p>
A委員	<p>資料3-3の様式5「1基本理念」や他にも自由記載の欄があります。それら</p>

	<p>についても同様に一定の字数制限を加える方向で事務局はお願いします。</p>
事務局	<p>事務局で案を作成し、委員長と調整します。</p>
F 委員	<p>募集要項の新旧対照表について要点の説明をお願いします。</p> <p>(事務局より参考資料 新旧対照表 (募集要項) の要点について説明)</p>
委員長	<p>質問、意見等ありますか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p> <p>(2) 第一次選考及び第二次選考の審査方法について (事務局より資料5から資料5-2について説明)</p>
委員長	<p>質問、意見等ありますか。</p>
E 委員	<p>2点質問します。1点目、資料3の項番8(2)「※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2:1」とありますが、それは要綱で定めていますか。また、今回は正確な2:1ではありませんが、それは許される範疇ですか。2点目、応募事業者が手を挙げてこなければプロポーザルは成立しないと思います。応募が1社は避けたいところですが、事務局として応募事業者を増やす手立てを考えていますか。</p>
事務局	<p>1点目については、港区のプロポーザルガイドラインにおいて第一次審査と第二次審査の比率をおおよそ2:1にする基準が設けられています。今回の配点は正確な2:1ではなく厳密には2.2:1程度ですが、所管する契約管財課にも確認した上で誤差は裁量の範囲内で問題ないと判断しています。2点目については、外部委員もご存じの通り学校によっては1社しか応募がないことが間々あり、事務局としても問題意識を持っています。手立てとしては現行で港区を受託している事業者に対して個別に案内するとともに、以前手を挙げた事業者にも個別に案内します。加えて給食調理業務委託事業者が加入している関東学校給食サービス協会という団体に、港区でプロポーザルを実施する旨を加入事業者に情報提供いただく予定です。できる限り多くの事業者に参加したいと考えています。</p> <p>6 その他 次回以降の予定について (事務局より資料6について説明)</p> <p>7 閉会 (閉会の挨拶)</p>

※欠席の委員からは別途書面にて意見を聴取した。